



建築着工統計調査

「補正調査（試験調査）」へのご回答のお願い

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

国土交通省では、全国における建築物の建設の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的として、統計法及び建築基準法の規定に基づき、都道府県の協力のもと、建築確認申請時等に提出された建築工事届*より「建築物着工統計」及び「住宅着工統計」を作成しております。

そして、その統計データ値を補正するため、建築工事届提出後における設計変更の有無について、無作為に抽出した方を対象に「補正調査」を実施しております。この補正調査は建築工事の際に提出された建築工事届のうち、建築工事費予定額や工事予定床面積などが工事完成時にどのように変動したのかについて調査するものです。

「補正調査」は現在、都道府県によって実地調査が行われておりますが、調査方法や調査項目等を見直し、経済統計改善の取り組みのひとつとして、国土交通省が試験調査を実施することといたしました。

今回、試験調査の対象となりました建築主の皆様におかれましては、ご多忙中大変恐縮ですが、本調査及び統計法の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願い申し上げます。

なお、本調査は統計法に基づく国の重要な政府統計調査（一般統計調査）として行われるもので、秘密の保持に罰則を伴う厳格な規定が設けられています。ご回答いただいた内容については適正に管理するとともに、統計の作成、分析の目的以外に使用することは一切ありませんので、安心してご回答ください。また、税務調査とは一切関係ありません。

*建築基準法第15条第1項の規定に基づき、建築主は建築物を建築しようとする場合などにその旨を都道府県知事に届け出なければならないこととなっています。この届出（建築工事届）は、代理人（工事施工者等）により提出されている場合があります。

（試験調査は国土交通省が主管し、（公財）統計情報研究開発センター及び株式会社アストジェイに調査の一部を委託しております。
試験調査に関するお問い合わせは裏面までご連絡ください。）

平成30年9月

国土交通省 総合政策局情報政策課 建設経済統計調査室

調査票の記入のしかた

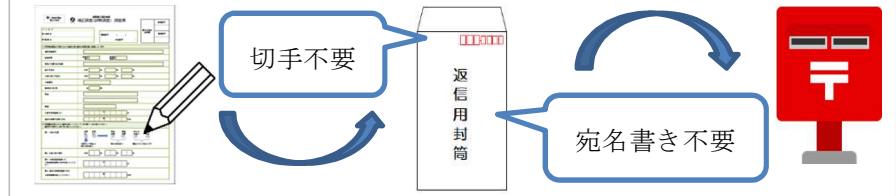
- 調査票は、黒色のペン又はボールペンで濃くはつきりと記入してください。(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください)
- 調査項目(工事実施床面積、建築工事費実施額等)についてご不明の場合は、工事施工者等にご確認いただきますようお願いいたします。
- 数字を記入する場合は、枠からはみ出ないようにはつきりと記入してください。
- 記入欄が ○ の場合は、当てはまる ○ を ● のように塗りつぶしてください。

記入が終わったら

提出方法

調査票の記入が完了したら、同封の返信用封筒に入れて、

10月5日までに、郵便ポストに投函してください。



建築工事届より転記された内容です。
※ 建築工事届に記載されている内容が読み取れない等、内容が確認できなかった場合は、印字されておりません。あらかじめご了承ください。

建築工事届第二面 記載例 (一部)

【2. 敷地の位置】 【イ. 地名地番】 【ロ. 都市計画】	東京都千代田区霞が関2丁目1番地 (1)市街化区域 (2)市街化調整区域 (3)区域区分非設定都市計画区域 (4)準都市計画区域 (5)都市計画区域及び準都市計画区域外																																
【3. 工事予定期間】	平成29年3月22日から 平成30年6月3日まで 7年2月間																																
【4. 工事種別】	(1)新築 (2)増築 (3)改築 (4)移転																																
【5. 主要用途】	(1)居住専用建築物 () (2)居住産業併用建築物 () (3)産業専用建築物 (28)																																
【6. 一の建築物ごとの内容】 【イ. 番号】 【ロ. 用途】	<table border="1"> <tr> <th>用途</th> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th>(3)</th> </tr> <tr> <td>(1)事務所等</td> <td>(1)事務所等</td> <td>(1)事務所等</td> <td>(1)事務所等</td> </tr> <tr> <td>(2)物品販売業を営む店舗等</td> <td>(2)物品販売業を営む店舗等</td> <td>(2)物品販売業を営む店舗等</td> <td>(2)物品販売業を営む店舗等</td> </tr> <tr> <td>(3)工場、作業場</td> <td>(3)工場、作業場</td> <td>(3)工場、作業場</td> <td>(3)工場、作業場</td> </tr> <tr> <td>(4)倉庫</td> <td>(4)倉庫</td> <td>(4)倉庫</td> <td>(4)倉庫</td> </tr> <tr> <td>(5)学校</td> <td>(5)学校</td> <td>(5)学校</td> <td>(5)学校</td> </tr> <tr> <td>(6)病院、診療所</td> <td>(6)病院、診療所</td> <td>(6)病院、診療所</td> <td>(6)病院、診療所</td> </tr> <tr> <td>(9)その他</td> <td>(9)その他</td> <td>(9)その他</td> <td>(9)その他</td> </tr> </table>	用途	(1)	(2)	(3)	(1)事務所等	(1)事務所等	(1)事務所等	(1)事務所等	(2)物品販売業を営む店舗等	(2)物品販売業を営む店舗等	(2)物品販売業を営む店舗等	(2)物品販売業を営む店舗等	(3)工場、作業場	(3)工場、作業場	(3)工場、作業場	(3)工場、作業場	(4)倉庫	(4)倉庫	(4)倉庫	(4)倉庫	(5)学校	(5)学校	(5)学校	(5)学校	(6)病院、診療所	(6)病院、診療所	(6)病院、診療所	(6)病院、診療所	(9)その他	(9)その他	(9)その他	(9)その他
用途	(1)	(2)	(3)																														
(1)事務所等	(1)事務所等	(1)事務所等	(1)事務所等																														
(2)物品販売業を営む店舗等	(2)物品販売業を営む店舗等	(2)物品販売業を営む店舗等	(2)物品販売業を営む店舗等																														
(3)工場、作業場	(3)工場、作業場	(3)工場、作業場	(3)工場、作業場																														
(4)倉庫	(4)倉庫	(4)倉庫	(4)倉庫																														
(5)学校	(5)学校	(5)学校	(5)学校																														
(6)病院、診療所	(6)病院、診療所	(6)病院、診療所	(6)病院、診療所																														
(9)その他	(9)その他	(9)その他	(9)その他																														
【ハ. 工事部分の構造】	<table border="1"> <tr> <th>構造</th> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th>(3)</th> </tr> <tr> <td>(1)木造</td> <td>(1)木造</td> <td>(1)木造</td> <td>(1)木造</td> </tr> <tr> <td>(2)鉄骨鉄筋コンクリート造</td> <td>(2)鉄骨鉄筋コンクリート造</td> <td>(2)鉄骨鉄筋コンクリート造</td> <td>(2)鉄骨鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>(3)鉄筋コンクリート造</td> <td>(3)鉄筋コンクリート造</td> <td>(3)鉄筋コンクリート造</td> <td>(3)鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>(4)鉄骨造</td> <td>(4)鉄骨造</td> <td>(4)鉄骨造</td> <td>(4)鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>(5)コンクリート7'ロック造</td> <td>(5)コンクリート7'ロック造</td> <td>(5)コンクリート7'ロック造</td> <td>(5)コンクリート7'ロック造</td> </tr> <tr> <td>(6)その他</td> <td>(6)その他</td> <td>(6)その他</td> <td>(6)その他</td> </tr> </table>	構造	(1)	(2)	(3)	(1)木造	(1)木造	(1)木造	(1)木造	(2)鉄骨鉄筋コンクリート造	(2)鉄骨鉄筋コンクリート造	(2)鉄骨鉄筋コンクリート造	(2)鉄骨鉄筋コンクリート造	(3)鉄筋コンクリート造	(3)鉄筋コンクリート造	(3)鉄筋コンクリート造	(3)鉄筋コンクリート造	(4)鉄骨造	(4)鉄骨造	(4)鉄骨造	(4)鉄骨造	(5)コンクリート7'ロック造	(5)コンクリート7'ロック造	(5)コンクリート7'ロック造	(5)コンクリート7'ロック造	(6)その他	(6)その他	(6)その他	(6)その他				
構造	(1)	(2)	(3)																														
(1)木造	(1)木造	(1)木造	(1)木造																														
(2)鉄骨鉄筋コンクリート造	(2)鉄骨鉄筋コンクリート造	(2)鉄骨鉄筋コンクリート造	(2)鉄骨鉄筋コンクリート造																														
(3)鉄筋コンクリート造	(3)鉄筋コンクリート造	(3)鉄筋コンクリート造	(3)鉄筋コンクリート造																														
(4)鉄骨造	(4)鉄骨造	(4)鉄骨造	(4)鉄骨造																														
(5)コンクリート7'ロック造	(5)コンクリート7'ロック造	(5)コンクリート7'ロック造	(5)コンクリート7'ロック造																														
(6)その他	(6)その他	(6)その他	(6)その他																														
【ニ. 工事部分の床面積の合計】	673 m ² (300 m ² (14 m ²)																																
【ホ. 建築工事費予定額】	20000万円 (3600万円 (100万円))																																

一般統計調査 国土交通省 建築着工統計調査 補正調査(試験調査) 調査票

フリガナ	コグド イチロウ	管理番号	*****
記入者氏名:	国土 一郎	整理番号	*****
所属課名:	□□□□課	電話番号: 03 - 3310 - XXXX	(内線番号 0000)
確認済証番号	第H29-1234-5678号		
都道府県	都道府県 東京都 都道府県番号 13	敷地の位置(地名地番)	東京都千代田区霞が関2丁目1番地
着工予定日	平成 29 年 3 月 22 日	工事の完了予定日	平成 30 年 6 月 3 日
工事種別	新築	建築物の数(棟)	全 3 棟
用途	産業専用建築物(28卸売業、小売業用)	事務所等	
構造	鉄筋コンクリート造	工事予定床面積(m ²)	万 9 8 7 m ²
建築工事費予定額(万円)	億 2 3 7 0 0 万円		

こちらで使用するので、記入しないでください。

確認済証番号
建築確認の「確認済証」に記載された番号を印字しています。

建築物の数(棟)
建築工事届の第二面の【6. 一の建築物ごとの内容】で、記入された建築物の合計数を表しています。

用途
上段の欄には、建築工事届第二面【5. 主要用途】の括弧()内に記載された区分番号(ここでは「28」)に対応する区分名が印字されています。
なお、工事内容に複数の建築物が含まれる場合は、建築工事届第二面【6. 一の建築物ごとの内容】【イ. 番号】の欄が「1」の【ロ. 用途】で選択した用途が下段の欄に印字されています。

構造
工事内容に複数建築物が含まれる場合は、建築工事届第二面の【6. 一の建築物ごとの内容】【イ. 番号】の欄が「1」の【ハ. 工事部分の構造】で選択した構造が印字されています。

工事予定床面積(m²)
工事内容に複数建築物が含まれる場合は、建築工事届第二面の【6. 一の建築物ごとの内容】【ニ. 工事部分の床面積の合計】に記入された面積の合計が、小数点以下を四捨五入して印字されています。

建築工事費予定額(万円)
工事内容に複数建築物が含まれる場合は、建築工事届第二面の【6. 一の建築物ごとの内容】【ホ. 建築工事費予定額】に記入された金額の合計が印字されています。
なお、万円単位で表示しているため、四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

今回の調査内容です。

ご不明な場合は、工事施工者(設計者又は代理者)にご確認いただきますようお願いいたします。

建築工事費実施額(万円)

建築工事費実施額は、主体工事費と建築設備費を足した金額です。土地代は含まれません。また、建築物の購入金額ではありませんので、ご注意ください。
※ 建築設備とは、建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針を言います。

- 金額は万円単位の右詰めで、工事内容に複数建築物が含まれる場合は合計額を記入してください(万円未満は四捨五入してください)。
- ¥記号は記入しないでください。

II. 今回調査対象となった建築工事(I)について、次の問1~4をご記入ください。
建築中の場合は、完了後に記入してください。

問1 工事の変更	変更なし ○ 変更あり ● 用途変更 ● 構造変更 ○ 1年以上未着工 ○ 工事中止 ○ 変更なしの場合は問2以降を記入 問2以降を記入 調査はこれで終わりです
問2 工事の完了期日	平成 3 0 年 0 7 月 0 1 日
問3 工事実施床面積(m ²) 工事実施床面積の合計を記入してください。	万 1 1 4 8 m ²
問4 建築工事費実施額(万円) 工事実施額を記入してください。	億 2 4 6 5 1 万円

工事実施床面積(m²)
床面積は平方メートル単位の右詰めで、工事内容に複数建築物が含まれる場合は合計値を記入してください。

工事の変更
対象等工事の変更の有無について、「変更なし」「変更あり」のどちらか1つを黒く塗りつぶしてください。
用途や構造の変化を伴わない変更(床面積の増減等)の場合は、「変更なし」を選択してください。
「変更あり」の場合は、変更内容「用途変更」「構造変更」「1年以上未着工」「工事中止」のうちいずれか1つを選択して、塗りつぶしてください。
「変更あり」のうち、「1年以上未着工」「工事中止」の場合、問2以降については記入の必要はありません。

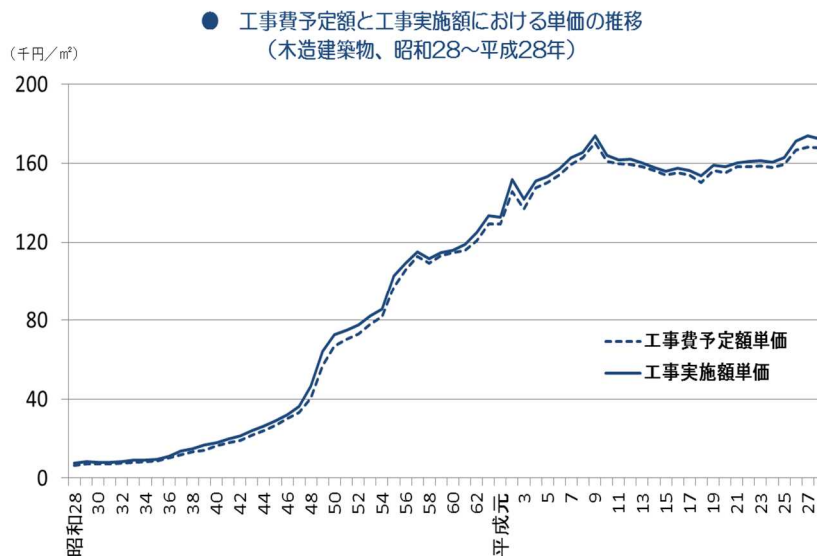
工事の完了期日
工事が完了した期日を右詰めで記入してください。
例えば、「7月1日」の場合は、0 7 月 0 1 日 のように記入してください。

工事内容に複数建築物が含まれる場合は、当該建築物の全ての工事が完了した期日を記入してください。

これまでの調査結果のご紹介

着工時に計画された建築工事費予定額や工事予定床面積はあくまで予定であって、工事が完成するまでに実際に要した工事費（建築工事費実施額）や実際に工事を行った床面積（工事实施床面積）ではありません。このため、建築工事費実施額等の調査を行い、工事費予定額の補正率を推計することが補正調査の目的です。

右図は、昭和28年から平成28年までの木造建築物に関する1平方メートル（㎡）当たりの単価を並べたものです。全体的に計画段階の建築工事費予定額（点線）より、実際に要した建築工事費実施額（実線）の方が高くなっていることが分かります。また、時系列で比較すると、年々上昇しつづけていた工事費単価が、平成9年をピークにして、以降は16万円/㎡前後で推移していましたが、ここ数年で、再び単価が上昇している様相が見えています。



建築物の建設の着工動態を明らかにする建築着工統計調査は経済動向（建設投資）の把握や、内閣府における国民経済計算の基礎データとして活用されており、予定の内容のみではなく、実際の工事内容を把握することが重要であり、補正調査がその役割を担っています。

関連法令

■建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄） （届出及び統計）

第十五条 建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合においては、これらの者は、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該建築物又は当該工事に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合においては、この限りでない。

■統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄） （守秘義務）

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

これまでの補正調査の情報・統計表の入手方法

建築着工統計調査

検索

試験調査へのお問い合わせは下記へお願いします

【お問合わせ先】 03-6262-9047 [平成30年11月22日までの平日9:30~17:30]
(株式会社アストジェイ 建築着工統計調査「補正調査（試験調査）」事務局)

※本調査は、(公財)統計情報研究開発センター（総合的企画、調査実施管理、集計）及び株式会社アストジェイ（調査票の記入に関するお問い合わせ先及び受付整理）に調査の一部を委託し、実施しています。

- ・(公財)統計情報研究開発センター 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-6 能楽書林ビル5階
- ・株式会社アストジェイ 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-7-4 ユニゾ神田鍛冶町三丁目ビル7階